

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県前橋市荒牧町13番地41

氏 名 庭前紙業株式会社

代表取締役 庭前功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和6年 5月27日

許可の有効期限 令和11年 5月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩ゴムくず、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬がれき類 (以上13種類)

※②については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成11年 5月27日 新規許可

平成16年	5月27日	更新許可
平成21年	5月27日	更新許可
平成26年	5月27日	更新許可
平成27年	6月5日	変更許可
令和元年	5月27日	更新許可
令和6年	5月27日	更新許可

4 積替え許可の有無 有 ・ 無

市名 前橋市 許可番号 11410061429

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無